藩翰譜

六

内閣文庫
八九九四
三七
五五函
八架

和書門
類 八九九四 號
一九一函
一〇架
三七冊

内閣文庫
番號 和 8994
冊數 37 (6)
函號 155 59

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

宮内省圖書寮

宮内省圖書寮

藩翰譜　六

奥平　小笠原　昌部　飯坊

土屋　丹羽　山口

加々爪　秋元　稲葉

堀田　太田

柳生　小堀

朽木　内田

帝國圖書館藏

国立公文書館
National Archives of Japan

奥平 兵 松平 松はたた改 八幡九郎系

奥州より平泉昌ハ之河出羽人奥平兵州より兵能り宮
兵能り四代の祖八幡九郎村貞俊 牛岡ハ上郡の人之河
の国ふるの郡平てれるれ地とれて 孫うけつゝて
貞能ようる 家の系図くいろ村上てれ伊予奥平紀主十二代の
系ハ義の子孫人為松を帝別系法系の比賀系ハ
たゝ俊秋 上別主二男 秋又ハ後史むら年しなりてるの
家ハ行き史むたれ武ハ武ハ名の 系流 帝国こうはう
奥平のたゝ史しうハ又 ハ為て 奥平し名系世上 上 ハ
史むの系図を地ゝ田 友系 伊周の二男 顕もより九代を帝
たれ友ハゝ ふ彩れ 氏ハ系俊ふ
氏ハゝ系の ハ ハ の村上源氏ハて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆて貞能と与に貞能やとて思ひ出し給ひ
て命對面して与に参府あらせ給ひ書
今の人にして沛然なる貞能なれば
為めに此れの人にて沛然なる
うかゝ人のかひ源氏物語にあり
こゝにてさまの物語に対と移る貞能いかに
たちまちと九月廿日に沼津に着
いと貞能はとゝやまぬ吹て来ける
沼津にんさぶんは此の物語にも
九月廿日おわして沼津にまいりたち

御ものゝ酒井飯て出る九月廿日に出る人は
ロセーにてゝ九月廿日貞能兵ゝ
九八市信品とのゝ城と宮崎山に要害
かゝへて
（創業記小貞能文の九文字三男八武田
八十四ゝ卒ゝ二男ゝ八茂長貞信ゝ物語ゝ九文ゝ文源四郎ゝ十月廿日
うゝ死セーゝ九八市の八茂長貞信ゝ物語ゝ九文ゝ文源四郎ゝ十月廿日
はゝゝ名ゝ信品のゝ貞品ゝ信品ゝ信品ゝ
品と考ゝ九信品の方と貞品ゝ
くゝ信品の名と
ゝ）

かゝる貞能みな武田殿と
とゝ九とのゝ城とて
せゝ家ゝの妻と

事共思ひもよらぬことなりしかとて
毛屋の城をうしなひ付城を信長ふかく
又甲一のゆもとを信長の妻にまわらる
加賀ゑちぜんの国ゑ信長の妻にまわらる
信長の妹といへども信長の妻にまわらる
もろのうへにけ御門ゑ信長の妻
川の内のところにて御門ゑ
の作ゑ双方ともに川の
かれまけ又の作ゑ
家康ゑ又の作ゑ
の作ゑ
服部かの家ゑ

武田信玄

えとすゝやかにて
かゝる事にて

信長の妻にまわらる
毛屋の城をうしなひ付城を信長ふかく
天正三年
二月のまき

武田信玄

せむ信長ゑ
うゝゝの
ゝゝゝ
信長の妻にまわらる
信長の妻にまわらる
信長の妻にまわらる

城中ふいをうたれ、又ふたゝび敵を出し、
不意に信長城より切て出、敵を追ふ
事大なるにより、敵出れば四方風雨来り、思ふ所
要害をくづし、ふせぎかたくあるゆへ、今我
をくふやうにしたがひ信長貞能ゑとめされ信長
是ゆへの所々を攻、多勝の事かこまれ敵をうち
を敗北しつゝ、ひきたれば、をとをはなしり
天下に敵なき名誉と感し、ほめ申
徳川殿へ使あり、西尾小れう殿 昨日の事
作れ、しかれば、敵、城に入まゝ、又信長

田原吉良田原 地名 の刑部大輔義山、三河の
ホの地と称ひ、ひきつゝ、
の城を攻、信長貞能父子、武氏
奥平と称ひる八月、信長の時男 その地を信長
徳川殿へ、まゐれ八幡より北殿の功義、武者安
とりもつて、清康、ふ刀を、て、
称ひ、ひきつゝ、信長 ひきつゝ、
ゆゑ信長酒井左衛門尉忠次を、信長
むかひ、京都、ゆ、榊原の
郎とり、十五の兵徳川殿へ

けく尾張の国に領地を給ひ信長
の子信孝を養子とし十八年
小田原を攻られ信長
関東に移り給ふ家康上野国小
幡の地を賜ひ三万石の内武蔵国
[illegible]
[illegible]
三月十日六十二歳にて薨
信長と又京都にて
の年織田の守護となり尚家
[illegible]
二月京都の四加納城を
[illegible]

[illegible]
十二月北の城主家昌の
城を攻て家昌を
[illegible]
加納城のこと
[illegible]
池田殿の事
文禄四年叙爵して大炊頭
[illegible]
[illegible]
て正十六年十二月池田殿の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

北人名字ハ文永元年三月廿日ノ
幸氏ニ男相模守殺害ス文永四年
六月十日ニ為ル中納言従二位
文永二年伊勢守
（一説ニ元年ニ）
（其ノ九月文永元年ハ文永四年ニ元寇ヲ）
菅原小太郎定利ハ鶴ヶ岡ノ
（二月ニ元寇ヲ筑紫ニ防ク）
記シ附中納言従二位
法ノ高ノ坊ト攻ク太政ノ一ヲ加ヘ
ヲ攻ル双ル太政ニ
（ヲ）

伊勢守ト称シ花押ヲ用ヒ十四年相模守ニ
ナリ十六年七月北条
信昌ノ加勢ヲ以テ坊ノ
（四月ニ元寇ヲ筑紫ニ防ク）
（十九年十月二ヲ太政ニ）
（攻ル）
文永元年辛酉ニ男八幡宮ヲ造ル太政ノ
太政文永元年十月一級
為ル元寇ヲ伊勢守ト称シ中納言従二位
上総国小櫛郷ト称シ法名ヲ叙位
七年二月ニ国ヲ出テ武蔵ノ国ニ
地ヲ求メ二月ノ居住ス十六年

七月廿七日伊勢亀山に城を作り初る
（れんとれを　まえのごとし）　如斯大久保加賀守殿
家督なされ候ち信濃守殿の大名
ふなれの御ふわり御ふるまひ大名和の御か
孫なれハ　もとより大名ゆへ老後ハ
二人まで男子と成候ち　文和元年二月十四
日　家督ハ　嫡子家督ハ別て　宇野
高麗殿　嫡孫　二男　大高左衛門
右衛門　三男　右近の男と
右七郎　伊織　右源　名の

右源七郎ハ　祖父信濃の跡
とゆきと十四歳ハ　文和元年　九月信濃守殿　寛永
二年　廿五歳　祖母の加賀殿　ゆくりなく
二十六歳　ゆくりなく　ゆくりなく
寛永ハ　辛酉　ゆきれ　廿六歳
不ハ　兄弟ち　信濃の　世継
九月信濃の　ゆきとゆ　ハ　ゆきとゆ　ハ　ゆきとゆ
ハ　伊織　信濃殿　ハ　不審　信濃殿
加賀殿　ゆきれ　ハ　ゆきれ　ハ　ゆきれ
き　実ハ　ゆきれ　ゆきれ　ゆきれ
大猷院　家光　寛永　寛永
信濃の　嫡男　ゆきとゆ　ゆきとゆ
又信濃の　ゆきとゆ　ゆきとゆ
寛永十九年十月廿日　三十八歳

中〻ゝ[illegible]辛[illegible]
七日[illegible]
中〻之[illegible]
太[illegible]

十三日
石[illegible]き八年[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

九月[illegible]
[illegible]
年[illegible]

内[illegible]
家中[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月小御所に幸したまひ、今年なれい[illegible]
[illegible]加州の軍勢と引合して大坂地方
[illegible]秋又西国より老武の悪党ふるひ出
[illegible]の城に籠て幸[illegible]下し仰せられ[illegible]
[illegible]伝ち大和西国の大名の義[illegible]
幸[illegible]大坂の城に押寄申[illegible]
[illegible]西国の宮方引合して大和路
押寄合戦して首七千三百[illegible]
[illegible]又和泉[illegible]
大坂の城と申[illegible]

十月[illegible]
大坂の城[illegible]

[illegible]大和国郡山の城[illegible]
[illegible]十月播磨国[illegible]の城に
[illegible]寛永十六年[illegible]
[illegible]正保元年[illegible]
幸し給ふ[illegible]
[illegible]
世と[illegible]
下給ふ[illegible]清良[illegible]
十月山城[illegible]
寛文八年八月[illegible]

百石の内○世に[illegible]
[illegible]

祇園社の孫、北條左京介康[illegible]は源大夫[illegible]の[illegible]
[illegible]妹尼とむ人[illegible]北条[illegible]康[illegible]
[illegible]辛[illegible]大[illegible]の[illegible]康[illegible]文[illegible]二[illegible]の
[illegible]の[illegible]とは[illegible]文[illegible]二[illegible]の妹[illegible]左[illegible]
[illegible]左[illegible]
[illegible]
[illegible]

志の儀にてさうらはゞ城をたまはるべき旨をもつて武田小山田兵部大輔信有
武田小山田兵部大輔信有は流の源氏なれば今うつべき
甲斐のまゝ西郡一所新恩とゝのへうるべき長附守
く家来をつかはすべ足守よりつかはされ武田は足なれ甲
州をつゝし小山田兵部大輔信有は郡内を行り足利殿に
をゐもしられてつゝしみ武田はかしこまり今長附守
時をまつ口の乱れ波なとゝ申ようとして
郡内をとりて長州 武田左京亮信豊は甲斐を之うしなひ
奥の方名をむくられて 武田左京亮信豊は家を滅ぼされ
 多い人今は

ありけること男女貴賤とい御国ゆかりの
天正十年の春木曽方面の軍政武田よりものまく
御国衆と信長公と信中長信長法のまと御て甲
斐の国へせめ入てつゝ東武田と半ば木曽切美
太之を賞これ所うしれおれなれば木曽郡いと
小及ば国本源志の地をとゝて市なるなりて
をし一方御国衆ようれの甲斐信長の国
こゝこれ右近将監貞常いうれを行て武田
うち者ようつきよし徳川殿の内紀を頼て いと剣 岩崎之
 ゝ義昌と徳川殿の仲 信と新し恵の手 辛巳の高木清に美濃に入と

[illegible]の国[illegible]地[illegible]風[illegible]
[illegible]の[illegible]地[illegible]人[illegible]
[illegible]代の[illegible]
[illegible]清[illegible]の家[illegible]
[illegible]地[illegible]
[illegible]やうて本[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]坂源太郎雲州[illegible]
[illegible]
の軍を上杉と戦い人を[illegible]
川上にて甲斐の国を入て徳川勢と[illegible]
徳川勢小谷を示り和泉[illegible]
さて小谷城にて[illegible]奥平九郎八郎[illegible]
の軍[illegible]徳川勢を[illegible]
[illegible]奥平をみちす
[illegible]
川中[illegible]出[illegible]上杉[illegible]

[illegible]
国の住人保科源[illegible]
[illegible]より[illegible]
たりさるかふ和泉の[illegible]甲斐の[illegible]入る
[illegible]武[illegible]
徳川勢の[illegible]七[illegible]人[illegible]
[illegible]を大小の[illegible]七十[illegible]
[illegible]
[illegible]軍の[illegible]
[illegible]徳川勢の[illegible]

池川筋中村御
地頭職中島氏と接の氏寺宗教に比し
貞孝又吉岡に門
石門治孝を教化
孝の人望とをしたしてゆく
時に今川氏は東北に
を以て近くを
放火して
岡部に神
時に敗北した足利は
[illegible]

[illegible]
日吉大社岡部氏
羅門の
と云ふ
筑紫の合戦と
と没収された貞孝
除うとふ
[illegible]
[illegible]
岡部に
諸されて貞孝
[illegible]

高槻村二人ふ〻羅と称く所と伝ねて此後尚家の軍に及び
仙石の軍〻冥加の少係と注て家〻屋敷城ミこうの
城とも〻屋敷とも〻〻て滅ぼされ仙石の所と称ふと
もしのてし〇拙ものゝ小笠原の屋敷ゝ古所ゝて所ねを
せられし上ハ古文ミ考ものゝ〻〻屋敷ゝ城ゝ
こうれらしいゝハ所なれ〻〻屋敷城ゝこうの
城ゝちゝ人ゝられて年山ゝ所ゝ〻ゝ紀同ものて
口伝ハ小笠原ゝ称ゝ称ゝ伝ゝ城ゝこうゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ〻ゝ小笠原ゝ羅ゝ所ゝ城ゝ所ゝ伝ゝ
冥加ゝ動員の人と軍中ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ伝ゝ伝ゝ〻ゝ〻ゝ羅ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
神職ゝ〻ゝ人ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
可ゝ〻ゝ羅ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

松山の城を攻落し伊予大洲城を攻落し
しかも城内松山の城を攻落し又伊予宇和
島城を攻落し大洲城大小悉く焼亡
せしめ城内にて家老桂左衛門
大勢の中へ入敵の為に生捕られ
死する所へ孫左衛門駆付
信濃守殿又一つ書 寛永二年九月 叙爵し
同九年三月備中守の城を攻落し 同十四年の頃
紀州高野山の城を攻落し 寛文六年
家督を辞し隠居 延宝七年 年七十多病

なりしとて又家督を辞し隠居し 二男
四郎兵衛殿又家督 同年十月 大学信
濃守殿なり
右延宝元年の二男大学殿の御系譜
なりしが大学殿 御付添
殿 大坂に於て家督 大学殿の子孫
殿 御年 十六歳 双
なれども名ときむ 以信濃守殿 もつき
の中にあれば成人の分 大真院殿の
御年 十六歳 御 詳しく 御

四位下に叙す。一年を経て従五位上に進む。
勅して国源氏の姓を賜ふ。この年、
源氏信、故従四位下藤原朝臣
摂津守の弟、新三郎、摂津国の地
つぎつぎ忠真、また従五位下に叙す。寛永九年
十月十五日、小倉の城に移る。
一説に、摂津国の地、
摂津のあとりの地、
従四位下に叙す。十四年の春、小
倉城を改め、新田の城を改
てまた、元和元年、寛文元年、
延宝三年、列侯の末に連なる。

七月十五日、辛丑、嫡子右近衛
少将に補せられ、二男大和守
長定に、三男壱岐守長真と嗣
子を定めたまふ。辛丑、嫡子右近衛少将に補せられ、二男大和守長定に、三男壱岐守長真と嗣子を定めたまふ。
伯耆守源光貞、太郎光真、四男
[illegible]と、[illegible]
寛永元年、十一月、大雪の日、
[illegible]

[illegible]十日[illegible]杵築の城を攻[illegible]
[illegible]養子[illegible]
おのゝ[illegible]二郎保二年正月十五日[illegible]の
城を攻[illegible]小笠原[illegible]
[illegible]
寛文元年七月[illegible]十日[illegible]辛入嫡子山城守
長棟又[illegible]つゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

小笠原

掃部助源信濃守信濃守[illegible]
小笠原大膳亮入道政康の男三人の嫡子大膳亮
時長の弟の備前守[illegible]
宗康二男伊賀守[illegible]
[illegible]
[illegible]
信貴[illegible]
城[illegible]武田大膳亮[illegible]
[illegible]

本多左衛門督政重の方へ参り候二月
二日之信の中納言方信法の御と申候て甲州へ
攻入候ハ、甲州の内十郎勝頼公伝馬信玄の作法
手利強の者共を出し先陣と申候
うをの城を攻落し候ハ、十八日信玄うをの城
へ入候ハ、信玄又手ゆるくおれ出候のまと
作事 満氏ハ勝頼の指紙分 今度二月信玄ゆるゆる
うれの人甲州へ信玄の御ゆるし無之候ハ信玄
初と其後長篠へ攻出候 つれて御門殿
の御手ゆるゆるに付き七月 田井左衛門尉殿
高遠の城取出して五の十六年 徳川殿の作として
左衛門尉殿次の高小幸殿と書く左衛門尉
信玄高遠に付き十八日 同年の内
御方と婚 石 芝也 三年 八月 信玄家三郎
御子幸左衛門尉信玄 高遠を つき世 長篠の
高遠の城を婚 勝頼 家ゆるゆる 甲州の
の内信玄 山左の内 十二月 信玄の城
大坂の軍 勝頼の 左衛門尉殿 信玄
左衛門尉殿 信玄 高遠 信玄 十六年

岡部

岡部長盛系長盛ハ武蔵ノ国大里郡岡部ノ住
人ニ而其先ハ源氏ノ末裔ニ六代ノ孫岡部太郎
清隆ノ次男ニ而兄弟ハ平家ニ属シ清隆ハ源氏ニ
属シ兄弟ハ平家ノ人多シ
十三代ニ至リ上杉ノ家ニ属シ人多シ
世ニ源氏ノ興ルニ及テ今
川の波家ニ上洛ス真の弟ハ尚ホ平家ニ残
武田太郎ハ文治元年入道信濃ノ国ニ
ハ建久元年ノ春上洛ス
ハ建久元年ノ春上洛ス
ハ建久元年ノ春上洛ス

[illegible]
[illegible]
[illegible]

同年閏七月秋田城介義盛の郎従
うちやぶる所の首二十とまうけき六月十五日
御門殿の御所の南の方の市場の堺
切られる九郎右衛門尉義盛
小三郎のりくにたゝかふ長盛一郎兵衛尉
九郎兵衛尉義盛を いまうち取る
廿四日に人々はきさこの日八月宗盛の家人
信濃の国上田の郡とせひ所の方利用者
長盛と大保平三の人々とかたらひて
戦ひはきける長盛一族人まさる山田次郎

戦ひ敗れて信濃の国へ引退く 信濃を捨て 十六日
駿河の国へ移る
一所上総の国の内
冥加の地を給 一万二千石
冥加の戦の時
冥加の地を給 一万二千石
冥加の戦の時
上総
はきさは年八月六日
大坂の戦ひ
和田左衛門尉義盛 宝永元年
大坂の戦ひ
和田左衛門尉義盛 宝永元年
大坂の戦ひ
和田左衛門尉義盛 宝永元年

寛永十五年相度国御地の場所[illegible]
年数は[illegible]の[illegible]
和泉国[illegible]の場所[illegible]
[illegible]
七十二歳にして卒[illegible]
[illegible]
今井[illegible]

諏訪

国持諏訪頼水公の孫高島藩侯
九代侯爵子爵人流侯爵
[illegible]十四代の孫侯爵
侯の大祖[illegible]
[illegible]
[illegible]

男刑部輔秋元甲斐の武田大膳大夫信虎の
娘うんのちの秋元但馬守泰朝の母なり（秋元但馬守泰朝ハ信濃守泰朝ト書シ
泰朝ノ母ハ武田大膳大夫信虎ノ娘ト書ス）
泰朝流浪の時流浪の時に二男秋元
長安誕生つゝ御屋敷に入れ国情ら秋元
又ゝ武田勝頼の御屋敷に入れのち大久保
十郎左衛門尉忠世伝法の娘に仕えて
出産ゝ忠世伝法の娘に仕えて
秋元宗朝ゝ御門徒酒井左衛門尉忠次の
ふゝ忠次御門徒の中より獨て伝法の國
ゝ知行を賜ふ忠次ゝ考ゝ
ゝ

ゝ秋元宗朝ゝ御門徒の中
ゝ宗朝ゝ御門徒ゝ
ゝ宗朝ゝ
又七郎右衛門尉と称ゝ
秋元宗朝ゝ
ゝ
ゝ

真沢市陸奥国風土記に載せたる芽地
沼の物語りに見えたる十二月二日
相馬の郡永倉村と申す所に
かくれすみ給ふ高倉の宮
之御門屋敷の跡
市場の村落に小大猪定利保料地あり
同じく国主本多弾正書簡の地と
言ひ伝へ人々高間の地とせり利なり

保昌卿の伊勢の国の守の
地にまかりくだりし
なり

この所いまだ
まことにあらず

[illegible]
[illegible]
[illegible]

歌の地加賀より[illegible]。[illegible]寛永八年ゟ
[illegible]七年[illegible]年[illegible]
[illegible]百[illegible]十[illegible]百大和国郡の[illegible]
[illegible]
[illegible]叙爵して出[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出雲ゟ左衛門
別書ニ有

七代

民部少輔源忠真足利尊氏の六男一文字
門[illegible]源七代の孫全丸伊賀守[illegible]源[illegible]
[illegible]時[illegible]の源氏武蔵の[illegible]
一族の名字[illegible]一文字と改[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

男士二人を選び軍の使と定めらるべし命令虎
義貞一族を撰び出すべく虎家男子七人の内二男
平八郎昌次（義の家臣の部）世話をはしたる部）十七歳にして行長
川中島の軍に出でこれみな討死の昌次
一人残り入道の例と為られ入道を感じ
ち尼八武田信玄の乳人なりしを京都より昌次
して名を付けられ今元と改めて七郎と名乗る
二十二歳にして行方しれず八歳にして右衛門
よりまた三河の合戦に徳川勢の内に入り
多兵衛昌次と称し七郎と名乗る

多兵衛と称し出家し入道し行長と号す天正
三年武田信玄死去の時新宗流の教を学び浄
土宗の僧となる時に信玄の軍に入り尚家の古人に
出家昌次の北条氏政今日と極信濃の
長野の城を攻め行長の城を攻め
ら落城の時に城の外に
切て入る時に負傷し行方知れず
皆武田の軍勢に戦死して
主の虎尼の命令昌次を
形一族を思の供養して追善

近江掃部頭殿御池の水を引て長
ろの之橋を掛て御城へ入る所御全九月中
旬の頃と聞て 異相とし又ちかく久のゝとて
仕方なく小さて出れ 甲陽軍鑑に掛る異相又
右の附異人の形と仕り云ふ十
初鹿野の異人右の如くなりしもの
ちかくなりしもの久のゝとて伝者ら上掛る異相
とこの伝者ら書よりなり
と異相とつゝかのゝ
三月中旬一族郎従を召連て海辺に出て
海に漁網打へきなくして田地の麦下田
山と下知なりしかの沢と申す所
のゝへきゝもなりの沢川のゝ

表長志の者を御使に遣し遠江掃部頭殿
は下の方今てはなくせぬゝ近江長橋
異相を見て面白
相きもの
いふ沢の宮沢
いひ
大の中
ぬき出し
より
附ぬ
附
附
附

[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏新人仏壱部合陸拾四人井ニ上ル
仏のはらさなしいられるのりのちはてたるなり
物語品恒ニ記ス又乎三人（金乎金丸加之帝
昌寿金井横山清武寅）
なるしく弥ゝ宮ゝ宮ゝ宮

きいてきれて又京師の所とめし　上洛命令の事無
辰武九ゝ事ゝ　長之院生ゝ
ゆかりてしかい上洛今年　世をやすなしこせよや
大相国様御所ちゝめはゝ　ちゝ婦流ゝ
の門の松ゝ枯て
たゝ世ゝ名のりゝ十九ゝ　十月おゝ　祝宴所付
ゝて長を浴び　芸ゝ
の秋雲ゝ京の都ゝの山　山道の之後しはき七年
上洛命令久百里の坂を　二月ゝ

二男家督相続仕候ニ付 二男今保 [illegible] 義兵衛 [illegible] 平八郎
六歳にして大坂の軍に出陣仕候 大坂の軍に出陣致候二人の男子
なれハ此ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
細馬源五郎殿に故氏常病死の事二男小七郎殿
[illegible]
九年十月朔日[illegible]十八日晦日
[illegible]
[illegible]
[illegible]

厚代

薩州島津修理大夫源氏代々當國文徒郡
厚代ヶ條に甲斐の武田大膳大夫晴信と申
さるゝ人と仕候故の被官にて厚の城主と申
す　甲陽軍鑑を考ふるに厚代　七十餘の方にて
時丸の城にて籠城なり上杉方にて
厚の地と申候に付出羽守殿の國
人衆或い上杉と申さるゝ人衆と
信濃守殿より京都ふれい人衆と
申候後

主人に成て海津の城と申す時代十五
の三月信濃守海津と申されの厚代の領分に
酒井左衛門尉殿と申て
られ其後更に仕安堂のまと
申さるゝ人衆に成て
行方知れず　其後小笠原と申す
申候　四人衆と
四人と言ふ
羅ふ
信濃守
さる京都
おのの
信濃守
のくとんと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

丹羽

[illegible]氏の六男[illegible]

源の末裔[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うちあひ一族小島氏尾張の国に引移り武次
紀雄を使人明天大正十五年いまゝ地まれて
小島氏の動乱四一方面に分て徳川氏に
属つゝ十二支の出小島氏勇者相続軍記に
徳川氏武次とめて伊勢武氏の陣に出張の陣い
尾張之国の境にて西方の敵に対する地にて
守へし仕れい氏次郎に城を固へて本
市に命ず氏を不軍多つけて市を攻い出
山の水陸ことに引間方の城に籠城
入乃籠入り出張の城を出多勢に攻叫て

して氏を攻て城家氏次郎の事用
なりしに徳川氏の先鋒に出て地の上方
の多部に攻て城に籠て家の線
れり引き方面の城に出張
よのように府に
ふまひ小島氏をつゝて伊勢国に
七月
八日
十八年
徳川氏つゝ家康に
九月二日
攻て氏を
紀雄に流れ
武部まて
攻
破家康の金銭に
徳川氏
のゝ人体と叫ぶ

[illegible]て石山攻ハ[illegible]六年[illegible]年[illegible]
[illegible]て卒[illegible]ま[illegible]動[illegible]氏信[illegible]つき大坂の軍
[illegible]し時小牧り[illegible]
柳[illegible]城を[illegible]軍[illegible]
大和[illegible]今て道明寺[illegible]
の戦[illegible]前十九[illegible]
[illegible]書の[illegible]

[illegible]

城を得 二万石 [illegible]
四[illegible]三年四月[illegible]卒[illegible]
[illegible]迎[illegible]十月[illegible]
勘[illegible]氏尾[illegible]

山口

御所元年に安倍氏の先祖より出り
石州國司東明八代の孫王服障廿三の子 [illegible]
康之の記とされて知郡雄吉定十九年に出て
周防の國佐波郡鞍生の浦に良の湊に其歩
[illegible]
七代の後長門国西恒の村 新編基図に出る高小家の高宮
[illegible] 相延時に [illegible] 地の名
[illegible]

物部氏系 新撰姓氏録に見えたる良石八伊賀志の國に利久卒
也より出る歟明て全の子孫に利金の卒姓
[illegible]
[illegible]

後流 [illegible] 二恒十七代の
石見 [illegible] 周防の國 山口 [illegible] 長門
小郡 [illegible] 郡の [illegible]
國を得 [illegible] 和泉紀伊
[illegible] 大石
兄小 [illegible] 威見の邦 威見 男二人
なれい [illegible] 世嫁子
家人 [illegible] 流

後てりくらの関路守護又は世率しをる
給之信教法いとけなき時代りてあと位
を九とし三年護の孫孫左衛門任世らめ法師と
なりて屋敷を宗弟平治の方へ渡す
男ふたりかつ〳〵二人の男子は俗名勝を作れる
盛幸家代の先祖なり地の名をとりて姓を山崎
と名乗られ盛幸の孫平左衛門政光
ちう源氏元亨元年又心源氏
ようへて紫田源氏元徳元年
てのち永享の年小島の

て考古大いに寄せ候ひ候ものの図を出し
を仕久ク後ロ寄せ候ひ小島の北方にて長二町余
西方を高地の北方なる小高き丘
の上の古城と雲宝寺山の城とを中間
に引き十四町余の平野の中央の城と押えの高地
にて出来たる為めに北方より攻撃
の人員を分て自宅を大に守る
城中に引き籠り敵の北方山上の城
に引き籠りて出で戦ふ間敵の北部より攻撃
すべしとの由なる城をせめとれば敵
及ひ[illegible]れいうちのこと[illegible]軍をはじめて西郷方
一言と打破て七郷の城攻め
解の城こうり[illegible]大平の城こうり
西郷小島の城より
まつ人を[illegible]
[illegible]
許小[illegible]
[illegible]
の西上は城こうり
[illegible]
九鬼[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の事ハ[illegible]ん[illegible]世上の市令
事れふかんいつ[illegible]地[illegible]
[illegible]ハ[illegible]れハ[illegible]次[illegible]
[illegible]二[illegible]
人世[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]世[illegible]
[illegible]
の人[illegible]

これをけ[illegible]
山[illegible]
[illegible]
[illegible]

先ず小倉の軍勢も敵況とあり色撰まれ
いまよりこれ御門跡方多平八郎
伊井て幸政をのまれ（はけ伊原戸田）幸政もし
信盛を屋て志を改めん今又逆徒出出
事に感しなのみ御門跡に仕
此度世から事ありて幸政御門跡に仕
まつ芸州二家銀爵（ねこ）て仕るべし（御所）
常陸守牛久の地頭に大書の仕
此度の事に無用まきは仕えの地を守
て憲ばこれ三ヶ年あるの

芸と行りて加勢仕
あり（て）武（て）ても仕るべ（き）羅（ら）ん
（一説に武蔵守入道弾正忠と称し
ものは康通の弟と書てあるべし
信濃守は康通長男を称し
伊予守は康通長男伊予守
武蔵守入道弾正忠は
さらに大久保忠隣の嫡子
世伝に法名信光ともいう

十八年三月八日羅（ら）ん

の書を以て罪の地頭に
仕武蔵守入道弾正忠
大坂の軍勢幸政
海原北上の国出

又山屋さまの御なくなりてのちと
もてふかきなげき元和元年の夏いきのこりし
又子此度は春長人山道より出羽の国井伊掃部頭
出羽へ参り屋敷の御ゆるしを願ひ
伊豆へ立ちまいり武蔵へ出て
六月十日より御ゆるしなくて死しける
武蔵国は最上出羽へ参り伊豆へ立ちまいり
そのうち死仕りしものの名前
つぎのとおりなり
死せしてのうち
うえしいき人号後の神城
記とのつぎてさうなり
老の為いかわれいきりんとしゆうれい

[illegible]
しをみまもりゆきまつりて
ゆく魔の輝やかきそ
のちいひし二人
をきかけきかいき
死て後二人の男
ゆく行つて
死せしいし
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]未　寛永年中[illegible]三男長氏市左衛
門[illegible]氏の[illegible]
門きの年[illegible]又左衛門[illegible]
[illegible]
[illegible]

今ハ[illegible]
[illegible]
名ハ尚氏の[illegible]
つゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 嫡男信濃守[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とも柳原武部丞藤原廣政つかまつりて
氏政上洛あつ一きとを宮ひかつ芸ることなく
五月沢城をもれ遠江もまれい雲石をいろ
多ひつき大ものの生ものの軍勢に沢城し寄
来山城をうりて
京徒とをりてかつ〳〵の城くにこれ西原氏
沢城をの国薬山の城をこれ城
をく〳〵攻をれ今小田原の城のこなり
氏規こをりを薬山ハつかをれをけ原の家を上
方のをを七人二十万国方の軍勢と今〳〵五月余人

をうてのかををををんて出をををををををを月をを
五月の雲石の城をを氏政の門氏の門氏人小田原衆
をを城をを北城ふ沢城の人をの人をの軍をや
ををを小田原上方の人をのひをの城沢城を居
ををいををを氏政門氏人をもを氏を氏の城
くををなを氏をををを氏をををををいを
沢城をを氏政門氏沢城沢城を
柳雲八氏の城をを
の城のをいをを氏規の兄藤次郎
ををつををこをを古河十郎氏房氏政の子
氏政の弟 羽柴

下総国猫実に御陣を据えられ、東面の和睦を成さんと
仰せられ候ては、武蔵の城一つを渡し
うち北を切り崩し、小田原の城を攻め落し、
北条氏政父子の事、九月十三日に御陣
入城致す事、九月十三日に御陣
なく、城を出で、御門衆の内、
御門衆の使者を以て和睦の儀を仰せ
氏政より申し出ず、武蔵二ケ国と
氏政父子は、まもなく東面の
人質を取り、城を明け渡し、
残る城は、宇都宮の城と、
の一路に限り、小田原の城に入城中、
十日氏房より小田原の城に
申し出て、氏政父子の命に代り、
同廿四の一点、城を出で、
下の氏政の陣に参り、
なるべく氏政の命に代り、
ひ、へまで出でて、

ゆき命を自害のよし申し氏綱方へ被
の参詣しそうしん力ゆくゆくのれも自害せんとせし西と
珍国の出羽しゝたびそうしゝ孔雀寺
印象も氏綱方へ使者をもつて上杉方より足利の
うの中へ今度藤山の城をもつて国取り高田
陸のうちとゝ申し氏綱孔雀寺ふせんとせんせ
のかたへ威しのびいろ伊勢守より合力申して国き
ゝ三ヶ氏也の仕しそうの事ゆの国寺の氏
也天神しゝ方へ方へ信のび国の玉雲館より
大坂へ申され中島内方の玉雲館より錦を清し

伊勢国の事ゆう屋ゆて国ととうへとしん文孫之
十屋ゆ疫癘とうれへ三十七ゆて孔しのび思 宗
記創業記氏綱方月記 五月ゆ記也雲寺ゆ国及伊勢及和泉ゆ
泉国の中数ゆ古記人の物語りする氏内へうふ中系の
たしうの浦へ物語りしゝ事ゆ遠方のうちゆ事
祇れしゝ物語りしゝ考古の世浦へ出りうと足へしゝ心
又氏也も毒殺されのびしゝ人也ゆう氏綱のゆ中
ゆうゝ氏ゆ事也
れ八浦へ祇ゆれいよりゝ

て伊勢国のゆしゝ玉氏綱とゝ
ゆ国玉雲寺ゆ氏綱也 今氏綱ゆ不審国の様氏綱
一百人玉雲寺へ行ひゝ
二男無氏ゆ世ゝ二男い 玉雲寺氏利 男氏戸
ゆ脇氏ゆゝゝ玉雲寺ゆ氏信 家をつきゝ玉雲寺人吉郎

氏家つゝ氏家なりしふりて古を尋
氏物語の作者紫式部先祖なりと
東京氏記

秋元

但馬守藤原泰朝中略朝の男之中略朝の男
[illegible]
天正十年十月十三日死[illegible]上洞院[illegible]秋元の[illegible]
[illegible]天満寺八世の住職[illegible]今[illegible]秋元の[illegible]
[illegible]

四代の先祖

冨家の家紋上杉の家人并車秋元国定[illegible]武義
の母源各二人の家老[illegible]源蔵と[illegible]
[illegible]上杉[illegible]源[illegible]
[illegible]十八[illegible]冨[illegible]代の[illegible]泰朝の

又城中ヨリ相手ニ高ク成テ小田原ノ城ニ
小原御ひ[illegible]ハ[illegible]ノ所ヨリ御門跡ハ
武家国ヲ[illegible]ハ京ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ
モ井伊[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
ヲ[illegible]出シ[illegible]ノ[illegible]
中[illegible]ニ[illegible]ノ[illegible]
一時ニ[illegible]御門跡[illegible]
上[illegible]ノ[illegible]
[illegible]退[illegible]ノ[illegible]ニ上方ノ軍[illegible]
[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ノ

少弐を召出し但馬秦の大膳亮に肥前
[illegible]一双の釈迦[illegible]
[illegible]
[illegible]

橋架

摂津国武庫郡の西の方に伊丹の郷の河北に東西に橋架す

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法師の位人ゆく時は男子女子一人又は二人ゆくとも
男子女子一人ゆくとも
そもそもふうなりなりのものも叩ていふもれるあるべし
書家と出てのちは軍記の作者竹内氏の伝記
世になるまれなる事なり西海道八四郎の時なる事
なつてもれ　のちは常陸国柳の郡
おなじくの地と称す　西面沢蔵と申す
さてもれ武蔵国の地と称す　二月二〇蔵郡なに年付
て男子一人と伝くは軍記へ申すとき郡なの郡
申つけ申す時と申す　郡なの郡
成人のなり出すして　蔵の郡人となりて
うたすしかわれ　つくるの世界なる
なる　西海道の男の出世
なる

なりて軍記の伝記又蔵辛ち時又
西蔵ともわるを称す　大御所家豊臣
しなる軍記　家康の聞と称す　大御所家豊
さもの軍記の世世志ゆしの時寛永の九年
七月の初の頃肥後ちの　蔵嚴ゆ出世の
流すれし　ときに西海の家　肥後の国上
なる　十九年　十九年　肥後の国小西家の城を攻と
八月の頃　ほき十一年　月ちの蔵辛八
月ある辛しちる　蔵の代九いなけなして
家とはく出ちの月ハ寛永二十年九月に到て辛

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

の業績として大坂の金銀を西丸に運ぶ

[illegible]

合て七万石

[illegible]

西丸に移すとの噂

[illegible]

元和九年十月十五日

[illegible]

作度の家の者共の

[illegible]

十七日

[illegible]

実は十月二日

[illegible]

又西丸

[illegible]

[illegible]

[illegible]

久方前の後、[illegible]男虎之助[illegible]
右馬介（[illegible]）[illegible]八月婿男
上地分の[illegible]又ら迷惑の[illegible]
[illegible]
[illegible]
と上ゲ[illegible]
[illegible]
[illegible]
人を[illegible]
幕下の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

都小の分ゝ冨山信濃守様御軍
勢四月君様誕生のゝ祝儀ゝ
御祝儀ゝ信濃守様ゝ高野ゝ
西信様ゝ御ゝ三人御なくゝ御
西信様ゝ清水のゝ
御ゝ四月ゝ
御人ゝ四月八日ゝ
西信様ゝ
御祝儀ゝ
ゝ

[illegible]

御中ゝ紀西信様ゝ
の分ゝ
ゝ
ゝ

太田

佐竹ハ源賢宗ハ源之後入道教政の嫡男伊豆守
仲綱ハ代の源太田冠者ハ賢國ハ末孫ハ
賢綱ハ文治の頃ハ武蔵の国ハ武蔵の国ハ源ハ
とすれ共ハ仲綱ハ武蔵の国ハ武蔵の国ハ源ハ
那珂ハ佐竹ハ太田ハ那珂ハ地名ハ太田ハ名ハ
教業ハ那珂太田ハ那の地名ハ太田ハ
のれ地名ハ佐竹ハ賢國ハ
清宗の那珂ハ教業ハ
四代佐竹ハ賢清ハ入道真源念の官領庵ハ
上杉の家老ハ武蔵の国ハ那珂の郡

佐竹ハ佐竹ハ
又一説ハ佐竹ハ城ハ
日立ハ佐竹の郡ハ
城ハ那珂ハ
賢清ハ佐竹ハ
小瀬ハ佐竹ハ
武蔵ハ
太田ハ賢國ハ
永禄の頃ハ
足利ハ
佐竹ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十六年十月[illegible]浦の地[illegible]
[illegible]十八日の[illegible]
[illegible]
[illegible]
資宗又[illegible]つき　上総の[illegible]
[illegible]
[illegible]の軍に[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

所の山家をいとなみ侍りけるに、ある人つぎのとしの春、[illegible]

[illegible]

[illegible]

資次と京ゆかれ　二男武紀資度
四ツ仏ゆかり　三ツ石　二ツ田　二ツ石　延宝二年
十四ツ橋ゆかり　資次　大坂の城跡寺のまれ
中納言と
ゆかり　西成郡　加賀乳　五ツ二ツ
ゆかり

杤木

民記、源源植細々宇多の伊豆を宗の
源氏物語源之夫の孫を宗信源ゆかりて
尚お杤木の家地乃御　御中乳　寺流の孫
杤木と云名のゆゆ信保　十代の孫氏ア御植保ゆ
時く尚く京流元　九月平信の家京の新を
四さゆゆく　の流　杤木の答と
流れして植保　ゆゆ　新元　西中

なりよりて[illegible]
かくと知て[illegible]
[illegible]
[illegible]天文八年[illegible]
八郎の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

屋ゟ被召出候ハ御門番ニつき二人の男子を
かしつかれ大坂の名跡し附之儀ニ付永井
太郎左衛門殿ゟ申聞し附御番ニて
公儀御利を申ゟ大御所ゟ被仰付候ハ
被成ハ男子八十四人ニて実ハ八月ニ
御ゟ御番宿屋二軒ゟ御用ニ付ハ
なり相撲方の附之儀ハ九月ニ
ハ九月ニ新番し附き十年ニ
御出番の御名なれハ十二月ニ

也十二月の頃ハ
大坂ゟ御番ニ付ハ
ゟ御番ニ付ハ
当時の人数を
二年二月十八日
前御番と申ハ
ゟ御番ニ付ハ
婦子御番ゟ
五人ゟ
御奉公のゟ
城ゟ

内田

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

柳生

但馬守宗厳の子[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
宗祖[illegible]
の軍[illegible]
の地[illegible]
家世[illegible]

[illegible]信の[illegible]
きし[illegible]
[illegible]
宗祖[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]宗旨みいちりを[illegible]

[illegible]宗旨古の人と[illegible]

[illegible]宗旨もむ

[illegible]宗旨と[illegible]

[illegible]言の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しらん源流の一流宗旨の[illegible]

[illegible]宗旨[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七十二年にて二條家の[illegible]病ひくわつ[illegible]
[illegible]
なりしかども過し年[illegible]例の[illegible]の事[illegible]
[illegible]震の[illegible]あ[illegible]れての[illegible]の[illegible]
[illegible]これ偏ふ[illegible]の[illegible]等の切と感じ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

嫡子十郎宗之次男武蔵守宗泰

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月廿六日　宗左衛門尉

小城

遠江守宗政一代初名小城次郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六十九歳にして卒しぬ。芸無院殿系
のものとうたひ、書画に秀の器具、皆古
人のを取りあつめたり。[illegible]
[illegible]
と称せり。世間有名の作、[illegible]
中記にのせて、[illegible]
世風と[illegible]
和系の[illegible]界の[illegible]

宗近也

[illegible]
[illegible]
[illegible]

内閣文庫

屠蘇譜 六冊

国立公文書館
National Archives of Japan